

免許番号 共第123号

漁場の位置 淡路市浅野南及び斗ノ内地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界

(北緯34度32.73分、東経134度55.28分)

B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界

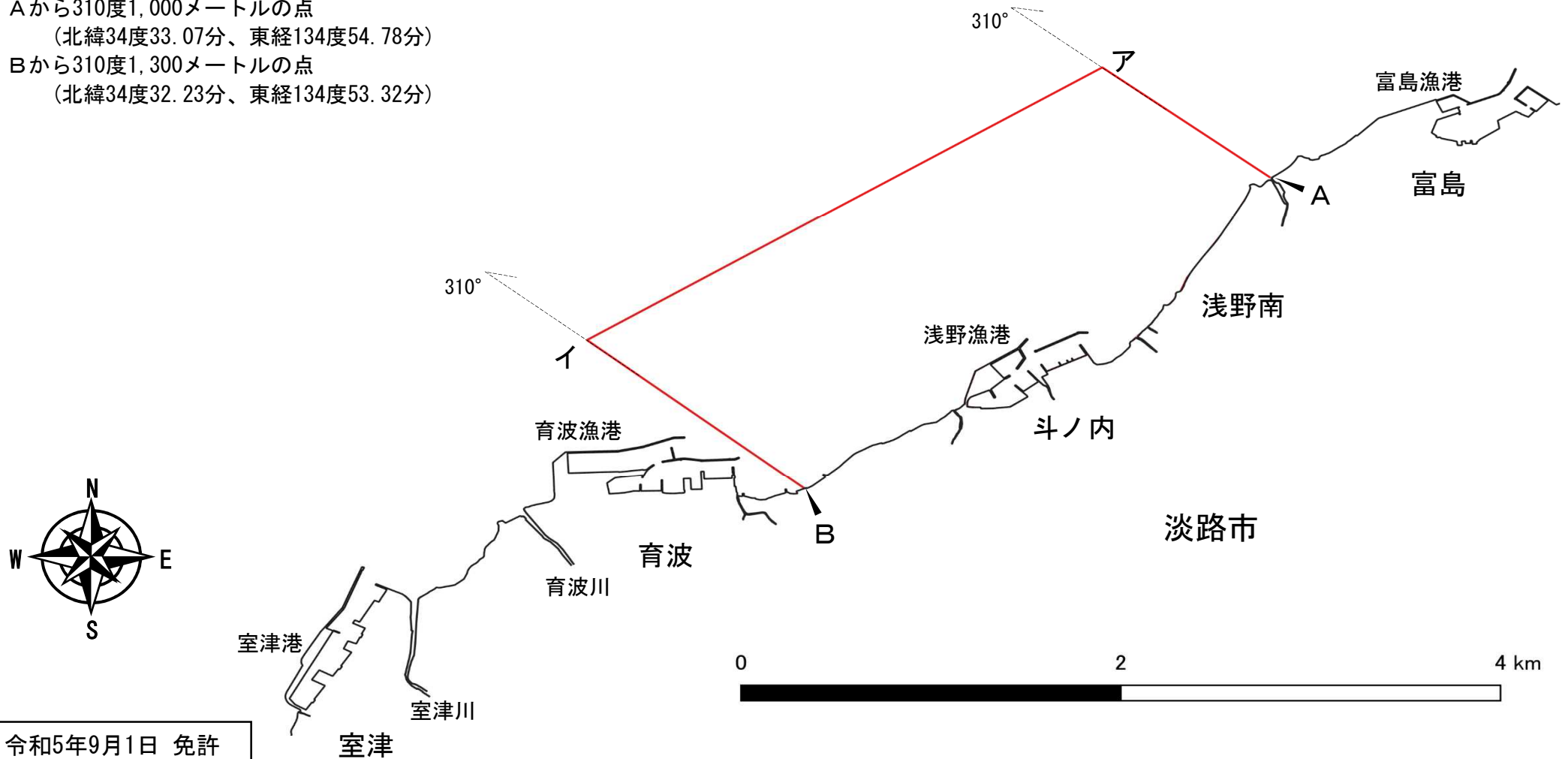
(北緯34度31.78分、東経134度53.97分)

ア Aから310度1,000メートルの点

(北緯34度33.07分、東経134度54.78分)

イ Bから310度1,300メートルの点

(北緯34度32.23分、東経134度53.32分)



令和5年9月1日 免許
共第123号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで							
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第123号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		